

告 示

埼玉県告示第三百十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十年三月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
森電工業株式会社	埼玉県新座市新座二丁目八番九号	福森 喜己	埼玉県知事許可 (般―二五) 第六二三五九号
プレイリーホーム株式会社	埼玉県草加市松江三丁目八番一二号	中田 恵三	埼玉県知事許可 (般―二五) 第六二五三九号
株式会社日本機器	埼玉県川越市下赤坂五七〇番地四	佐々木 正史	埼玉県知事許可 (般―二五) 第六二六一九号
丹野工業	埼玉県新座市野火止七丁目一〇番五五―五〇一号	丹野 彰久	埼玉県知事許可 (般―二六) 第六三三八八号
有限会社折原工務店	埼玉県南埼玉郡宮代町和戸一〇九七番地	折原 章夫	埼玉県知事許可 (般―二五) 第二二二六六号
株式会社ホソマ	埼玉県朝霞市本町二丁目四番六―五〇二号	細沼 公男	埼玉県知事許可 (般―二五) 第〇一六九三号
住吉建設株式会社	埼玉県桶川市西二丁目五番七号	長島 修	埼玉県知事許可 (般―二六) 第〇七一五八号
上原通信有限会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野二八九七番地	上原 久夫	埼玉県知事許可 (般―二六) 第三三一七四号
有限会社タニグチハウス	埼玉県北葛飾郡松伏町金杉四八六番地五	谷口 守	埼玉県知事許可 (般―二六) 第五〇五三六号
日昇技研株式会社	埼玉県さいたま市南区太田窪五丁目一番二一号	西澤 輝城	埼玉県知事許可 (般―二六) 第四六五四四号

有限会社弁花園	有限会社村田木	有限会社柴田電	株式会社磯田工	有限会社齋光鐵	有限会社鈴栄工務店	株式会社みゆき工業	ミサトリビング株式会社	株式会社岡田工業	日本いなほ土木株式会社	小池電設株式会社	小川上下水道協同組合	株式会社岩田設備	株式会社國兼工業	有限会社三浦工業	有限会社埼玉ハウスクター
埼玉県さいたま市緑区 中野田一〇〇一番地	埼玉県比企郡嵐山町大 蔵五二一番地二	埼玉県入間郡三芳町大 字上富一五五二番地一 七	埼玉県川口市東内野四 八四番地三	埼玉県川口市前川二丁 目一六番九号	埼玉県さいたま市西区 宝来一七五七番地三	埼玉県春日部市大沼六 丁目七九番地	埼玉県南埼玉郡宮代町 東姫宮一丁目二番六号	埼玉県川口市芝三丁目 二番一八号	埼玉県八潮市八潮四丁 目二七番十三号	埼玉県桶川市坂田一一 七番地七八号	埼玉県比企郡小川町高 谷二六五三番地六	埼玉県川口市安行領根 岸二五一〇番地一	埼玉県鴻巣市下谷一一 六〇番地七	埼玉県春日部市豊町五 丁目一八番一二号	埼玉県上尾市中分一丁 目五番七号
清水 雅治	村田 薫	柴田 操	磯田 天真	齊藤 光男	鈴木 幹雄	迫田 鉄郎	寺田 彰男	岡田 茂	佐藤 吉彦	小池 榮一	大塚 進	岩田 喜美枝	國兼 鳳黎	三浦 喜代志	高橋 文一
埼玉県知事許可 (般一―二六) 第五〇五七九号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二七六八二号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五〇七八四号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二九一八〇号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五〇八四四号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第一四四四六号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五〇九七〇号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二七六六七号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第五一二二七号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第一二五八八号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第四七五八一号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第一二七二一号	埼玉県知事許可 (般一―二七) 第二二六九三号	埼玉県知事許可 (般一―二八) 第四七三三一号	埼玉県知事許可 (般一―二八) 第三四〇七九号	埼玉県知事許可 (般一―二八) 第三〇五五三号

有限会社長山工務店	埼玉県朝霞市宮戸三丁目一五番二七号	長山 光男	埼玉県知事許可 (般一二八) 第四八九九四号
アイケービルシステム株式会社	埼玉県川口市東内野五 六番地九五	岩田 晃	埼玉県知事許可 (般一二五) 第六七四〇三号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成三十年埼玉県告示第百三十二号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。